

第十回 参議院文部委員会會議録第三十一号

昭和二十六年五月八日(火曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動

三月三十日委員波多野君辭任につき、その補欠として岡田宗司君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

- 連合委員會開会の件
- 国立大学管理法(内閣送付)
- 産業教育法案(衆議院提出)

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

先ず皆様にお諮りいたしますが、本国会に提案になつて外務委員會に付託になつております國際連合教育科學文化機關章を受諾することについての承認を求めの件であります。が、文部委員會としても相當の關心を持たねばならず又必要なことでありますので、連合委員會の開催を外務委員會に申入れをしようと思ひます。が、御異議ございませんか。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) じや、さように取計ることいたします。

○委員長(堀江俊郎君) それでは本日はお手許に差上げておりますスケジュールによつて、午前中は大學管理法の總括質問を行いたいと思ひますが、先ず国立大學管理法の總括質問を行うことにいたします。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(堀江俊郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(堀江俊郎君) それでは午前中はこれで休憩いたします。午後から再開することいたします。

午後一時六分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(堀江俊郎君) それでは休憩前に引続き本委員會を再開いたします。

○委員長(堀江俊郎君) それでは休憩前に引続き本委員會を再開いたします。

○委員長(堀江俊郎君) それでは休憩前に引続き本委員會を再開いたします。

果に對しましては輕々しく即断は下し得ないのであります。ただ併し、甚だしく我々の失望を感じ、憂慮に堪えない事實が明らかになつて参りました。と申しますのは、職業教育の全面的な萎靡低下の傾向であります。我が國は、目下産業經濟の再建を急がなければならぬ状態に置かれております。然るに次の時代に、その中堅者たる若年層は、この要請に逆行してゐるのであります。今日急速にこれが對策を講じなかつたならば、近い將來におきまして、産業の發展を阻む大斷層となるであらうことは必然であります。成るほど限前の事實としては、我が國現在の産業界は活発な回復を見てゐるのでありますけれども、これは戦前における産業技術者の復活であつて、即ち壯年者以上の者の奮闘によるものと見なければならぬと思ふのであります。

この欠陥の原因についてはいろいろ考へられるのであります。先ずその重要な一つの盲点は新教育制度の中に含まれております。即ち中学卒業後直ちに社會に出る者でありまして、戦前には職業補習學校において「働きつつ学ぶ」体制がとられておつたのであります。新制度においては全然置き去りとなつたのであります。一カ年およそ百六十万の中学卒業生中の約百万に及ぶ數を占めております。これらの者は職業的には殆んど丸腰のまま社會に出まして、而も卒業後二カ年は労働

基準法に制約せられて正規の就職も不可能なのであります。これがいわゆるティーン・エッジの層として徒衣徒食のまま氾濫いたしまして、近時の社會の温床たるかの觀を呈してゐるのであります。二十歳前のこの層においては、その總數はおよそ五百万を超えてゐるのであります。

次は新制度による「普通科偏重」の傾向による現われと見られる高等学校職業課程入学者の減少で、これは新制大學においても同様の傾向が見られるのであります。戦前に比しまして大體半減してあります。その上に戦時中からの各種の悪條件の圧迫による学力の低下でありまして、これも戦前に比して約半ば程度に低下してあります。その原因の主なるものは、施設設備の不充分、教師の不足、職業教育に關する教科書発行の困難、実業教育費國庫補助金の消滅等であります。

教育は何と申しましても、教師にその人を得ることにあります。且つ職業教育は実業實習に待たなければならぬのであります。

以上の趣旨に鑑みまして、本法案を立案いたしました。その狙ひといつたします重要な点は國と設立者とが協力いたしまして、公私立を問はず大學以下中学校までの學校教育を通じて、産業教育に要する施設設備を充実し、実業教員の養成を図り教科用圖書の円滑を期し、其他この教育を阻むあらゆる物

的的原因を取り除くことに努めまして、これら若少年乃至一般公衆にまで産業教育の充實向上を図らうとするものであります。

これが具體的な方法、計画等を適切ならしめるため、中央と地方とに産業教育審議會を設けまして、昭和二十七年年度から実施に移そうとするものであります。これに要する經費は國が予算の範圍内で補助することにいたしてあります。但し設立者にこれを義務付けるものではないことを附言いたします。

かくして若少年をして單に教養のある人格者たるに止めさせないで、積極的に技術の向上を心掛け、これが改善の能力と勤勞意欲の旺盛な、働くことによつて自らの住むよりよき郷土の建設から、延いては國家の經濟的再建に敢闘する、真になすあらんとする若少年を育成しようとするものであります。更にこの法案の内容につきましては、専門員から御説明申し上げます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

○委員長(堀江俊郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

2 委員は、産業、経済、教育、勤労等の各界における学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

(権限)

第九條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に依りて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。

(専門委員)

第十條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。

(委員及び専門委員の費用弁償等)
第十一條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 委員及び専門委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(政令への委任)

第十二條 中央審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第二節 地方産業教育審議会
(設置)

第十三條 この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業審議会(以下「地方審議会」という。)を置くものとする。

2 前項の都道府県以外の都道府県又は市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)に、地方審議会を置くことができる。

(組織)

第十四條 地方審議会は、都道府県にあつては十人以上二十人以上、市町村にあつては五人以上十五人以上において条例で定める員数の委員で組織する。

2 前項の条例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條に規定する事件の例による。

3 第一項の委員は、第八條第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならない。

(権限)

第十五條 地方審議会は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に關し、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に諮問に依りて調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

2 地方審議会は、前項に規定する権限を行使するに當つては、国で定める産業教育に關する綜合計画

に準拠するとともに、当該都道府県又は市町村の実情に即するよう努めなければならない。

(委員の費用弁償等)

第十六條 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

4 費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定めなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第十七條 地方審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三章 財政的援助

第一節 公立学校

(補助)

第十八條 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについてこれを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に對し、予算の範囲内において補助するものとする。

一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備

二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備

三 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備

四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2 前項に規定するもののほか、国は、公立学校の設置者に對し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。

一 国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校で文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定するものが当該教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二 地方の産業教育及びこれに關する研究の中心施設として文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費

三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費

(短期の産業教育)

第十九條 国は、公立の中学校又は

高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に應じた技能教育を主とする短期の教育(別科における教育及び学校が社会教育として行うものを含む。)を行う場合においては、当該学校の設置者に對し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、中央審議会の議を経て政令で定める基準に従い、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の返還等)

第二十條 文部大臣は、補助金を受けた者が左の各号の一に該當するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の交付やめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第二十一條 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 私立学校

(私立学校に關する財政的援助)

第二十二條 私立学校に關する国の財政的援助については、第十八條から前条までの規定を準用する。

この場合において、第十八條第二項第一号及び第二号中「都道府県

の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとす。

2 前項の規定により国が学校法人に対し財政的援助をする場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十八条から第二十条までの規定は、昭和二十七年

附則

第二十四条第一項の表中

「教育課程審議会」

「保健体育審議会」

「保健体育審議会」

「保健体育審議会」

中央産業教育審議会

改める。

4 実業教育費国庫補助法（大正三年法律第九号）は、廃止する。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、産業教育法案（衆）（予備審査のための付託は同日）

四月一日から施行する。

2 第十三条第二項中「市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは、すべて市町村に教育委員会が設置されるまでの間は、「教育委員会の設置されている市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

3 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

教育課程に関する事項並びに職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。

学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

産業教育法（昭和二十六年法律第 号）に基き文部大臣の諮問に依り、産業教育に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議すること。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、大学附属病院放射線従事員の待遇改善に関する請願（第一四四三号）
一、世界無名戦士の墓建設に関する請願（第一四五六号）
一、教育職員免許法中一部改正に関する請願（第一五五五号）

一、六・三制教育費全額国庫負担等に関する請願（第一五二二号）
一、六・三制学校整備費国庫補助増額に関する陳情（第三〇一号）
一、公民館建設費等国庫補助増額に関する陳情（第三〇二号）

一、教育委員会委員の選任制度改正に関する陳情（第三一二号）
第一四四三号 昭和二十六年三月十七日受理
大学附属病院放射線従事員の待遇改善に関する請願

請願者 福岡市箱崎町九州大学医学部内 有馬貞光外 八十七名
紹介議員 有馬 英二君

放射線障害を受けないためには、防護設備を完全にすることが急務であるが、現在の設備および人員では危険性が大きいから、（一）定員増加、（二）障害予防対策として有給休暇制度採用、危険手当の支給、（三）障害者に対する保障制度の確立、（四）放射防護装置の緊急改善に要する予算の計上等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一四五六号 昭和二十六年三月十九日受理
世界無名戦士の墓建設に関する請願

請願者 埼玉県越生町役場内世界無名戦士の墓建設会内 長谷部秀邦外二名
紹介議員 石川 榮一君 上原 正吉君

戦後のわが国に課せられた使命は、平和と日本を世界に表明し、名実ともに国際親善への奉仕でなければならぬ。現在この目的にそって各方面において種々の活動がなされているが、請願者

においても右の趣旨に呼応して今回、埼玉県秩父自然公園内大観山に世界無名戦士の墓および報恩堂、報恩坊を建立したいと思ふから、国会の賛意を得たいとの請願。

第一五一五号 昭和二十六年三月二十二日受理
教育職員免許法施行法中一部改正に関する請願

請願者 栃木県河内郡大沢村猪倉二八〇 池田惣一郎 外二千八百二十六名
紹介議員 矢嶋 三義君

教育職員免許法施行法の改正により青年師範学校卒業生等に対する実業教員無試験検定の出願の途を昭和二十二年卒業生から閉ざされ、その出願期日も昭和二十五年末をもつて打ち切ることになったが、これにより昭和二十二年以降の卒業生は非常に不利な立場に置かれることになるから、昭和二十二年以降の卒業生および在校生ならびにそれ以前の出願もれのものに対しても無試験検定による実業教員免許取得の機会を与えるよう同法を改正せられたいとの請願。

第一五二二号 昭和二十六年三月二十二日受理
六・三制教育費全額国庫負担等に関する請願

請願者 東京都中野区新山通り三ノ二二 中島千代
紹介議員 須藤 五郎君

現在義務教育に要する費用は、給食費、P・T・A会費、ノート代等で三人通学させると毎月千円を越えていく。しかるに多くの家庭は資金の選抜や日雇のあふれ等で生活困窮者が増加

しており、中には一家の主人が過労のため倒れ一銭の収入さえない者もあるから、（一）義務教育費は一切国庫で負担すること、（二）生活保護法の適用を拡充すること等を実現せられたいとの請願。

第三〇一号 昭和二十六年三月十七日受理
六・三制学校整備費国庫補助増額に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内全国町村議会議長会内 斎藤 邦雄

六・三制に基づく新教育制度の完全実施は、日本再建の基盤であるが、現在の町村の財政力は余力に微力であり、かつ昭和二十四年、昭和二十五年年度において成立した六・三制整備に要する国庫補助予算だけでは到底平常な教育水準を維持することは不可能であるから、教育の重大性にかんがみ六・三制学校整備費の国庫補助を増額せられたいとの請願。

第三〇二号 昭和二十六年三月十七日受理
公民館建設費等国庫補助増額に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町全国町村会館内全国町村議会議長会内 斎藤 邦雄

社会教育の殿堂である公民館の存在が、わが国の再建に寄与している文化的価値を再認識され、公民館建設費および専任職員の給与に対する国庫補助を増額せられたいとの陳情。

第三二二号 昭和二十六年三月二十日受理

教育委員会委員の選任制度改正に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 石原永明

当該地方公共団体の住民の選挙による現行教育委員の選任制度は、過去および現在の実情よりみて、必ずしも優秀人材を得る最良のものではなく、さらに多額の選挙費用を要する点において、当を得たものといえないから、現行公安委員会委員の任命制度のように、当該地方議会の同意を得て首長が任命するよう改正せられたいとの陳情。

四月七日日本委員会に左の事件を付託された

一、海技専門学院の昇格に関する請願（第一五八九号）

一、学校における宗教知識の教育に関する請願（第一五九三三号）

一、教育公務員特例法改正に際し日本学術会議の意見を徴するの陳情（第三五四号）

第一五八九号 昭和二十六年三月二十八日受理

海技専門学院の昇格に関する請願

請願者 神戸市議会議長 大崎一郎

紹介議員 小泉 秀吉君 松浦 清一君 左藤 義詮君 山縣 勝見君

経済自立の第一要件として海運の早急な整備拡充が要望されているが、海運の充実は船腹の増強と優秀船員の養成に待たなければならない。しかして学制改革の一環として、高等商船学校お

よび商船学校は、それぞれ商船大学、商船高等学校に移行されているにもかかわらず、元神戸高等商船学校の後をうけ、同程度の教育を施している海技専門学院が、新学制に移行されないのは、不合理であるから、同学院を改組昇格して神戸商船大学とせられたいとの請願。

第一五九三三号 昭和二十六年三月二十九日受理

学校における宗教知識の教育に関する請願

請願者 東京都文京区東京大学内日本宗教学会内 岸本英夫

紹介議員 高橋 道男君 堀越 儀郎君

社会の精神的秩序をたかめ、宗教的情操を洗練涵養するためには、国民に宗教に関する基本的知識を授けることが喫緊の要務である。また児童および青少年の訓育に当る教育者が、宗教に対する健全な知識と理解を持つことは、精神的混乱状態にある現在の教育に極めて重要なことであるから、（一）中等学校社会科における宗教単元を強化すること、（二）教育大学、学芸大学、教養学部等の後期課程に宗教教育関係の科目を設置すること、（三）教育職員免許法を補訂すること等の事項をすみやかに実現せられたいとの請願。

第三五四号 昭和二十六年三月三十日受理

教育公務員特例法改正に際し日本学術会議の意見を徴するの陳情

陳情者 東京都台東区上野公園日本学士院内日本学術会議内 亀山直人

現在、国会において審議中の教育公務員特例法の改正には、研究者の身分、ひいては学問、思想の自由の保障に重大な関係をする部分があるから、この法案が議決されるに先立ち、日本学術会議に意見を述べる機会を与えられたいとの陳情。

四月十四日本委員会に左の事件を付託された。

天台寺文化財防災施設工事費国庫補助に関する請願（第一六四三三号）

第一六四三三号 昭和二十六年三月三十一日受理

天台寺文化財防災施設工事費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県二戸郡浄法寺町大字御山字御山久保三〇 天台寺内 北嶺亮詮

紹介議員 小笠原二三男君 川村 松助君

岩手県二戸郡浄法寺町所在の国宝天台寺本堂は、重要文化財保存施設として、今般当局より、自動火災感煙器、貯水そう、消火器、警報器、文化財保存箇所一部改修、地方消防連絡道路管理の常在等の防災施設の勧告を受けたが、本施設費総額は、七十四万二千二百六十三円を要し、その内の火急を要する分として自動火災感煙器、貯水そう等五十万九千七百九十三円を直ちに施工したが、地元民に負担額つた十万三千七百九十三円以外は、調達不可能であるから、差額四十万六千円を国庫助成せられたいとの請願。

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された

一、県立鹿児島大学の国立移管に関する請願（第一六六五号）

一、教職員の旅費に関する請願（第一六六六号）

一、結核教職員を定員わく外にする等の請願（第一六六七号）

第一六六五号 昭和二十六年四月十二日受理

県立鹿児島大学を国立移管に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 増田 静

紹介議員 島津 忠彦君

県立鹿児島大学は、昭和二十四年四月県立鹿児島医学専門学校と県立工業専門学校を統合して発足したのであるが、現在本県には本大学の外に国立大学として文理学部、教育学部、農学部、水産学部の四学部があり、しかもこれらは鹿児島市内に集結しているの、この際教育効果をあげる上において完全な総合大学が望ましいから、この第一歩として県立医、工両学部の国立移管を実現せられたいとの請願。

第一六六六号 昭和二十六年四月十二日受理

教職員の旅費に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 増田 静

紹介議員 島津 忠彦君

鹿児島県における教職員の旅費は、離島、山間へき地等の特殊事情により従来特別の配慮を受けていたのであるが、現行の教育費の地方財政平衡交付金制度においてはこれらの考慮がはらわれていないから、何分の措置を図られたいとの請願。

第一六六七号 昭和二十六年四月十二日受理

結核教職員を定員わく外にする等の請願

請願者 鹿児島県議会議長 増田 静

紹介議員 島津 忠彦君

鹿児島県における結核休養者は、他府県に比し逐年増加の傾向にあり、これを全員わく外としなければ教育現場に重大なる支障を予えひいては教育の低下を招くことは明白であるから、教職員の結核休養者全員をわく外とするとともにこれに要する財源措置を講ぜられたいとの請願。

昭和二十六年五月十七日印刷

昭和二十六年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所